



国税不服審判所をご存じですか?
処分に納得いかない時の救済措置

国税不服審判所の審査請求制度とは

国税局や税務署の処分に納得いかない場合（違法な租税の確定または徴収などが行われた場合）の救済措置は、不服申立制度（再調査の請求、審査請求）と訴訟があります。



直ちに裁判所に出訴することができる行政処分と異なり、租税行政処分の取消しを求める訴訟は不服申立を経なければ提訴できません。したがって、まずは再調査の請求と審査請求のいずれかを行う必要がありますが、そこで課税処分の取消が行われた場合は、提訴する必要が無くなりますので、費用・時間ともに納税者の負担も軽減されます。

今回は、不服申立制度の1つである審査請求制度とその裁決を行う国税不服審判所についてご説明します。

1 国税不服審判所ってどんなところ？

国税不服審判所は、昭和45年、審査請求に対する裁決を行うことを目的に設置されました。公平手続の観点から、執行機関である国税局や税務署から分離された別個の機関として運営されています。

審査請求書が提出されると、国税不服審判所は審査請求人と原処分庁（税務署長や国税局長など）の双方の主張を聴き、必要があれば自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理をした上で、裁決を行います。裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、これに不服があっても訴訟を提起することはできません（※納税者は訴訟を提起することができます）。

審査請求の審理に当たっては、合議体を構成する全員（一般的には3人）が十分に意見を交換して慎重に判断し、その議決に基づいて、裁決は国税不服審判所長が行います。合議体の構成員は、一定の事由を除き、支部所長の任意な裁量により変更することはできないこととされており、また、審査請求人からの忌避の申立てもできないこととなっています。

2 審査請求Q&A

Q1 審判所はどのようなものを審理調査してくれますか？

A1 審判所で審理調査する事項は、国税に関する法律に基づく処分に限ります。例えば、更正処分、加算税の賦課決定処分、青色申告の承認取消の処分などが対象となります。ですから、修正申告書の提出を取り消したい、税務職員の応対や税務行政に不満がある、注文、批判、困りごとなどは、審査請求の対象とはなりません。

Q2 審査請求には、どのくらいの費用がかかりますか？

A2 国税不服審判所に支払う費用はありませんが、弁護士や税理士などの専門家に審査請求の書類作成などを依頼した場合は、そうした方々への報酬が必要となります。

Q3 弁護士や税理士などの専門家に代理人になってもらわなければなりませんか？

A3 審査請求は審査請求人本人のみで行うことができます。弁護士や税理士などの代理人の選任は任意です。代理人が選任されていなくても、審理手続等で審査請求人が不利になることはありません。審査請求人は審査請求の過程で、担当審判官に対して原処分の取消しを求める理由を口頭により説明することができますが、この他にも答弁書や証拠の提出などが必要ですから、手続きに慣れた専門家に依頼する方がスムーズなこともあります。

Q4 裁決とはどのようなものですか？**A4** 裁決とは、原処分庁が行った原処分についての審査請求に対し、国税不服審判所長が示す判断のことです。**Q5 審査請求書を提出してから裁決までの期間はどのくらいですか？****A5** 審査請求書提出から裁決書謄本が審査請求人に送られてくるまでの標準期間は、おおむね1年です。**Q6 裁決により、原処分庁の処分が全部取消又は一部取消となった場合はどうなりますか？****A6** 納めた税額が多すぎるとする課税処分の「全部取消又は一部取消」の裁決が行われた場合は、その納めすぎた税額が還付されることとなります。**Q7 裁決に不服がある場合はどうすればいいですか？****A7** 裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に地方裁判所に、原処分の取消しを求めて訴訟を提起することができます。**Q8 裁決事例を見ることはできますか？****A8** すべてではありませんが、主要な裁決事例が国税不服審判所のホームページに掲載されています。**Q9 原処分庁が収集している証拠書類を閲覧することはできますか？****A9** 原処分庁から任意に提出された証拠のほか、担当審判官が職権で提出を受けた証拠を閲覧することができます。ただし、閲覧・写しの交付を実施することにより、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときやその他正当な理由があるときには、該当部分がマスキング（黒塗り）されます。料金は、用紙1枚につき10円（閲覧の対象となる証拠書類等がカラーの場合は20円）となります。証拠書類等の写しの交付に代えて、審査請求人が持参したカメラで撮影することも可能です。**3 裁決書には何が書いてある？**

課税仕入れに係る支払対価の額に翌課税期間に納品されたパンフレット等の制作費を含めたことについて、隠ぺい仮装の行為はないとした事例（平成25年9月26日裁決）

① 事実（事案の概要、審査請求に至る過程、関係法令の要旨、基礎事実、争点）

② 原処分庁と請求人の双方の主張

原処分庁の主張	請求人の主張
<ul style="list-style-type: none"> K課長は、J社に前倒しして作成を依頼した虚偽の請求書を総務に回付した。 請求人は、パンフレット等制作費を本件課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めた。 K課長は、L氏からの電子メールによって、パンフレット等が本件課税期間内に納品されないことを認識していたが総務チームには伝えなかった。 パンフレット等制作費を、あえて本件課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額から除かなかったのであり、帳簿書類の意図的な集計違算の事実が認められる。 隠ぺい又は仮装の行為がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初の納品予定日から実際の納品が2週間ずれ込んでしまったことについて、社内の連絡が不十分だったため、当初納品予定期を基に受領した請求書に基づいて処理した。 総務チームが会計処理を行う際に、納品書により本件パンフレット等の納品の事実を確認するという社内ルールがなかった。 パンフレット等の仕上がり状況から言えば、大半の金額については、J社に対して支払義務が生じていたのだから、通謀による虚偽の証憑書類を作成した事実はない。 納品されないことをK課長が総務チームに伝えなかつことは、担当者間の単なる連絡ミスであり、帳簿書類の集計違算を意図的に行い、経理操作をした事実はない。 隠ぺい又は仮装の行為はない。

③ 判断

(1) 関係法令…国税通則法第68条第1項

納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したことによるとづき納税申告書を提出していたときは、重加算税を課する。

(2) 審判所の判断

K課長がパンフレット等の納品前に請求書の発行をL氏に依頼したことは、単に経費の前払いを求める書類の作成を依頼したものと認められ、請求人が、請求書をパンフレット等の納品の事実を示す書類としてJ社から受領していたことはできないので、通謀により虚偽の証憑書類を作成したとは認められない。